

令和 8 年度久茂地・牧志周辺土地利用促進調査業務委託  
に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法  
施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 8 年度久茂地・牧志周辺土地利用促進調査業務委託
- (2) 履行場所：那覇市久茂地・牧志の一部他
- (3) 履行期間：契約の日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで
- (4) 業務概要：本市の久茂地及び牧志周辺地域は、国際通りを中心に商業施設や業務施設、  
公共公益施設、文化・教育施設などが集積する地域であり、政治・経済・文化の中心と  
して発展してきた。

しかし、建築物等の更新期の到来や老朽化等に伴い、空き店舗の増加や事業所数の減  
少、中心市街地の空洞化及び低未利用地の発生など、課題が顕在化している。

本業務では、権利者等へのアンケート調査及び事業者等へのヒアリング調査を実施し、  
土地の有効利用及び建築物の高度利用を誘導・促進するための土地利用方針（素案）及  
び都市計画手法等（素案）を作成することを目的とする。

- (5) 予定価格：19,190,000 円（消費税抜き）
- (6) 最低制限価格：予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表する。
- (7) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (8) 資格審査：競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

公告日から開札日まで（各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）  
の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない  
者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規  
定する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 那覇市内に本店、支店又は営業所がある法人であること。
- (8) 本業務委託に際し、この公告及び業務仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、令和 3 年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、都市計画関連業務<sup>※</sup>について、都道府県区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープランまたは立地適正化計画の策定業務を 1 件以上、かつ、都市計画のうち土地利用及び市街地開発事業に係る調査又は計画策定業務を 1 件以上含む、合計 3 件以上の業務を履行した者であること。
- (9) 直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係）にある以下の技術者を配置できる者であること。なお、管理技術者と担当技術者はそれぞれ兼任することができない。

① 管理技術者

次のいずれかの資格を有する管理技術者で、令和 3 年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、都市計画関連業務<sup>※</sup>を完了した実績を 1 件以上有する者。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

② 担当技術者

令和 3 年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、都市計画関連業務<sup>※</sup>を完了した実績を 1 件以上有する者を少なくとも 1 人以上配置すること。

- (10) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する審査を経て、土木関係建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。

※都市計画関連業務

都道府県区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市

計画のうち土地利用及び市街地開発事業に係る調査又は計画策定業務とする。

### 3 本案件に関する質問・回答

- (1) 質問書提出期間：令和8年7月10日（金）から令和8年7月15日（水）  
午前8時30分から午後5時15分まで  
※土曜日、日曜日は除く。
- (2) 提出方法：「質問書」を都市計画課へ直接提出するか、FAXで送付すること。  
(FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。また、質問がなければ質問書の提出は不要。) FAX番号：098-951-3245
- (3) 回答日：令和8年7月17日（金）午後5時までに掲載する。
- (4) 回答方法：那覇市都市計画課ホームページに掲載する。

### 4 入札及び開札日程

- (1) 日 時：令和8年7月24日（金）10時00分
- (2) 場 所：那覇市役所本庁舎7階 701AB会議室
- (3) 開札日時：入札終了後、即時行う。

### 5 制限付一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。なお、提出期間に資格審査申請書（第1号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期間：令和8年7月8日（水）9時から令和8年7月23日（木）17時まで
- (2) 提出方法：都市計画課まで持参すること。

### 6 資格審査書類の提出と入札参加資格の確認について（落札候補者のみ提出）

#### (1) 落札候補者の資格確認

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順に順位付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

- ① 資格審査書類提出の連絡：開札後、速やかに対象業者へ連絡する。
- ② 提出期限：令和8年7月27日（月）午後12時まで
- ③ 提出先：那覇市都市計画課まで持参すること。

#### (2) 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

落札者決定予定日 令和8年7月29日（水）頃

## 7 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 8 契約締結時期

落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

## 9 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 6 号イの規定に基づき免除する。
- (3) 前 金 払：適用しない。
- (4) 部 分 払：適用しない。

## 10 入札金額に係る消費税の取り扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 11 その他

- (1) 入札参加者は、業務仕様書、資格審査申請書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 仕様書、入札説明書、資格審査書類等については、下記的那覇市都市計画課ホームページに掲載する。

## 12 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（本庁舎 9 階）

那覇市 都市みらい部 都市計画課 まちづくり推進 G 担当：仲程、新城、廣岡

TEL：098-951-3246 FAX：098-951-3245

HP：<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/cityhall/sosiki/sosiki/bukyoku/tosimiraiibu/tokei.html>